当日配布資料４

国補助金資料

地域公共交通調査事業（地域公共交通計画策定事業）

- **補助対象事業者：活性化法法定協議会**　（　⇒　当協議会）
- **補助要件(交付の対象等）：**

・地域公共交通計画に、地域旅客運送サービスについての利用者数、収支、費用にかかる国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標値を記載し、当該目標値と実績値を比較して当該達成状況の評価を行うこと。

・活性化法定協議会の構成員であって、都市再生特別措置法第８１条第１項に規定する立地適正化計画を策定していない市町村にあっては、立地適正化計画の作成を検討すること。

- **補助対象経費：**

地域公共交通計画を策定するための調査に係る費用（地域データの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、協議会開催等の事務費用、モビリティマネジメントの実施等地域住民への啓発事業の費用、１～２ヶ月程度の短期間の実証調査のための費用※等）※実証運行を主とした事業は補助対象とならない

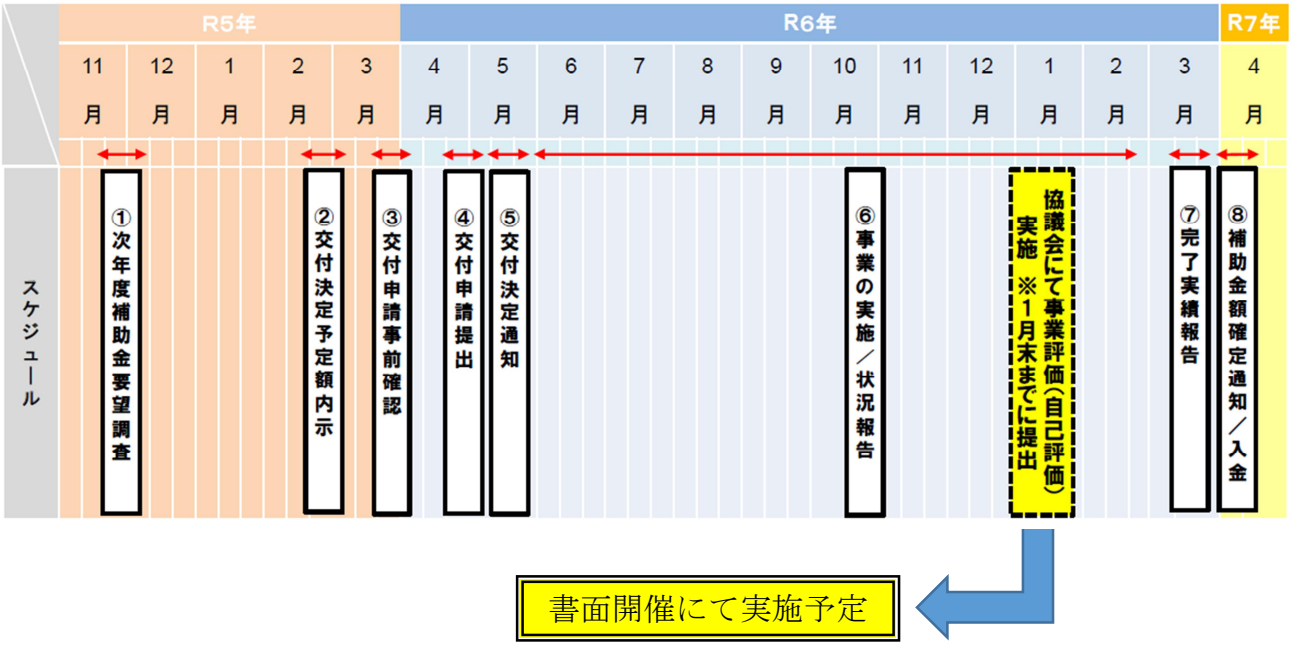
- **補助率：**補助対象経費の１／２
- **補助上限額：**単独市区町村で計画を策定する場合→500万円

都道府県及び複数市区町村が共同で計画を策定する場合→1,500万円

補助対象経費の例

○計画策定に係る調査をコンサル等へ業務委託する場合の委託費用（協議会の運営補助や、調査結果を協議会にて諮る場合は計画の取りまとめまでに要する事務経費も補助対象経費とする事が可能）
○協議会委員への委員報酬、旅費
○会議当日の委員のお茶代
○開催案内等を郵送するための切手代等　・・・など

■スケジュール



書面開催にて実施予定